　　会則

（名称及び事務所）

第１条　この会は、　　と称し、事務所を　　　　　　　に置く。

（目的）

第２条　この会は、　　を目的とする。

（組織）

第３条　この会は、この会の目的に賛同する会員をもって組織する。

（事業）

第４条　この会は、第２条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）

（２）

（３）

(役員)

第５条　この会に次の役員を置き、任期は　　　年とする。但し、再任は妨げない。

（１）会　　長　　　　名

（２）副 会 長　　　　名

（３）書　　記　　　　名

（４）会　　計　　　　名

（５）会計監査　　　　名

（会議）

第６条　総会は毎年　　　月に開催し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

２　総会は次のことを決定する。

(１)事業

(２)予算及び決算

(３)会則の改正

(４)役員選出

(５)その他、必要とする事項

（経費）

第７条　経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

　（会費）

第８条　会費はとし、に会計に納める。

（運営）

第９条　この会の運営は、総会、定例会及び役員会によって行う。

附　則　この会則は、年月日から実施する。